

瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第 2 号

瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 1 8 年瀬戸市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(その他の手続等) 第 8 条 情報通信技術利用条例第 3 条から第 6 条 までの規定の適用を受けるもの以外の手続等（ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する 法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 3 条第 1 2 号に規定する手続等のうち、同法第 2 7 条に 規定する主務省令に基づき、当該主務省令に定 める方法によらないで電子情報処理組織を使用 する方法その他の情報通信の技術を利用する方 法により行うものを含む。）を電子情報処理組 織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用 する方法により行わせ、又は行う場合につい ては、第 4 条から前条までの規定の例による。	(その他の手続等) 第 8 条 情報通信技術利用条例第 3 条から第 6 条 までの規定の適用を受けるもの以外の手続等（ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する 法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 3 条第 1 2 号に規定する手続等のうち、同法第 1 8 条に 規定する主務省令に基づき、当該主務省令に定 める方法によらないで電子情報処理組織を使用 する方法その他の情報通信の技術を利用する方 法により行うものを含む。）を電子情報処理組 織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用 する方法により行わせ、又は行う場合につい ては、第 4 条から前条までの規定の例による。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。